5　教示　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から６か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日から６か月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から１年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月１日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成25年６月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　呉興業株式会社　松田　勉　山口県岩国市日の出町２－１　国土交通大臣許可（特―22）第12013号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月１日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成25年６月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社増岡組　増岡　真一　広島県広島市中区鶴見町４―25　国土交通大臣許可（特―24）第2218号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年７月１日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成25年６月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　朝日テック株式会社　広田　吉康　広島県広島市東区二葉の里２―５―16　国土交通大臣許可（般―20）第20449号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第２６３号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍兵庫県宝塚市光明町２番、最後の住所兵庫県宝塚市福井町32番２号　万年青苑Ｂ号室、死亡の場所兵庫県宝塚市、死亡年月日平成24年９月12日、出生の場所愛媛県川之江市、出生年月日昭和42年８月26日、職業不明
被相続人　亡　羽渕　規彦
事務所兵庫県宝塚市栄町２丁目２番１号　ソリオ３　５階
相続財産管理人　弁護士　福間　則博
神戸家庭裁判所伊丹支部

平成２４年（家）第４１１１号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍岡山県岡山市北区御津鹿瀬190番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日平成24年４月21日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和33年８月10日、職業不詳
被相続人　亡　五勝出和寿
事務所岡山市北区番町１丁目５番５号　おかやま番町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　曜生
岡山家庭裁判所

平成２５年（家）第７０４６号
福岡市中央区薬院１丁目16番20号　不二法律事務所
申立人　甲斐田　靖
本籍福岡市博多区中洲１丁目107番地、最後の住所福岡市中央区今泉１丁目18番52号、死亡の場所福岡市中央区、死亡年月日平成24年12月17日、出生の場所大阪市東区、出生年月日大正７年10月１日、職業無職
被相続人　亡　青木　幸惠
事務所福岡市中央区薬院１丁目16番20号　不二法律事務所
相続財産管理人　弁護士　甲斐田　靖
福岡家庭裁判所

平成２５年（家）第４０１０号
鹿児島県薩摩川内市下甑町青瀬594番地１
申立人　中野　正秀
本籍鹿児島県薩摩川内市下甑町青瀬743番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所鹿児島県薩摩川内市、死亡年月日平成24年９月18日、出生の場所朝鮮京城府、出生年月日昭和12年７月27日、職業無職
被相続人　亡　棚橋　　淳
事務所鹿児島市照国町13番41号　照国総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　神川　洋一
鹿児島家庭裁判所川内支部

平成２４年（家）第２１２５号
東京都墨田区江東橋３丁目９番24号
申立人　上野美沙子
本籍東京都墨田区江東橋３丁目６番地、最後の住所札幌市豊平区月寒西３条７丁目１番34号コーポ和２階右、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日平成16年３月８日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和32年５月１日、職業飲食店従業員
被相続人　亡　上野　芳夫
事務所札幌市中央区南１条西３丁目　札石ビル５階　清水彰法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　　彰
札幌家庭裁判所

平成２５年（家）第３２２号
札幌市中央区大通西３丁目７番地
申立人　株式会社北洋銀行
本籍北海道函館市堀川町51番２、最後の住所函館市堀川町21番２号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成23年11月７日、出生の場所北海道空知郡砂川町、出生年月日大正12年12月10日、職業会社代表者
被相続人　亡　井上　政冨
北海道北斗市飯生２丁目８番１号
相続財産管理人　司法書士　黒壁　　健
函館家庭裁判所

平成２５年（家）第３７０号
函館市千歳町24番11号本間ビル３階
申立人　木下　元章
本籍北海道函館市根崎町618番地、最後の住所函館市宮前町31番２―201号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成23年12月10日、出生の場所北海道亀田郡銭亀沢村、出生年月日昭和５年４月８日、職業無職
被相続人　亡　木村　兵弥
函館市大手町５番10号ニチロビル３階305河野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河野　正樹
函館家庭裁判所